

住宅の台所と食堂を採光上1室とする場合

関係条文 法第28条第4項

関連文書

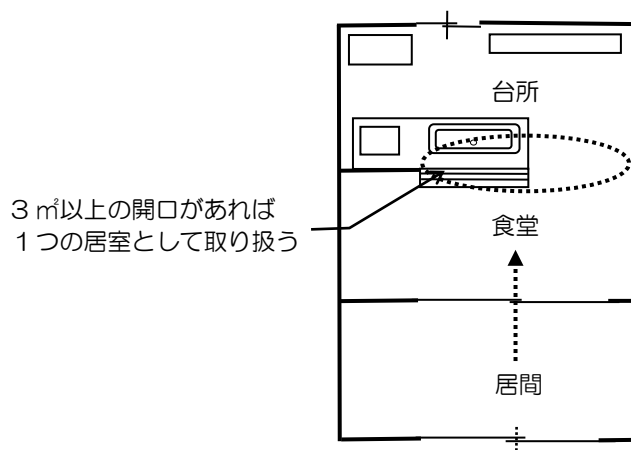
要 旨

採光上1室の適用の可否は、台所の形式や台所と食堂の間の開口面積により判断する。

解 説

住宅の台所と食堂を採光上1室として取り扱う場合は、以下の全ての基準に適合すること。

- ①対面キッチン形式等の台所であること。
 - ②台所と食堂との間に3.0㎡以上の開口部が確保されていること。
- ただし、排煙・換気の規定はこの限りではない。



補 足

台所の居室としての判断基準は、『居室の定義における「継続的に使用する室」の考え方』p12を参照のこと。

2014単体-1

作成日

H26年5月1日

最新改訂日

H29年8月1日

無窓の居室を区画する間仕切壁

関係条文 法第35条の3

関連文書 逐条解説P460

要 旨

無窓の居室を区画する間仕切壁は主要構造部として取扱い、耐火構造又は不燃材料で造ること

解 説

無窓の居室は、避難・救助活動が困難であり、かつ、その居室以外の火災覚知も遅れがちであるため、防火上の観点から間仕切壁を主要構造部として取扱う。

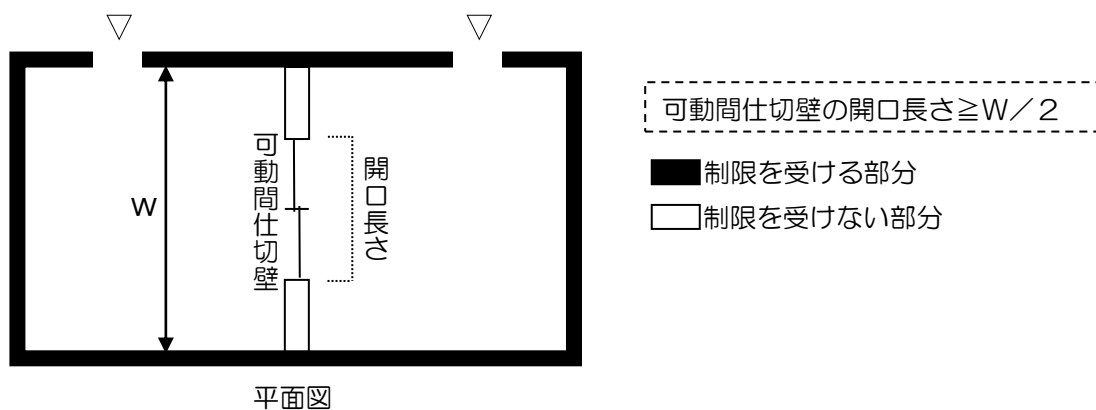
1. 主要構造部として取扱う固定式間仕切壁の例

- 軽鉄下地+ボード仕上げ
- アルミパーテーション

2. 主要構造部として取扱う可動式間仕切壁の例

- 大会議室、大宴会場等をいくつかの小会議室、小宴会場等として分けて使うことができるもの

※ただし、下図のような可動間仕切壁は2室1室の開口部とみなし、可動間仕切壁を法第35条の3に基づく主要構造部として取り扱わない。



補 足

2015単体-1

作成日

H27年5月1日

最新改訂日

屋外階段における令第112条第9項（竖穴区画）の適用の考え方


関係条文 法第36条、令第112条第9項

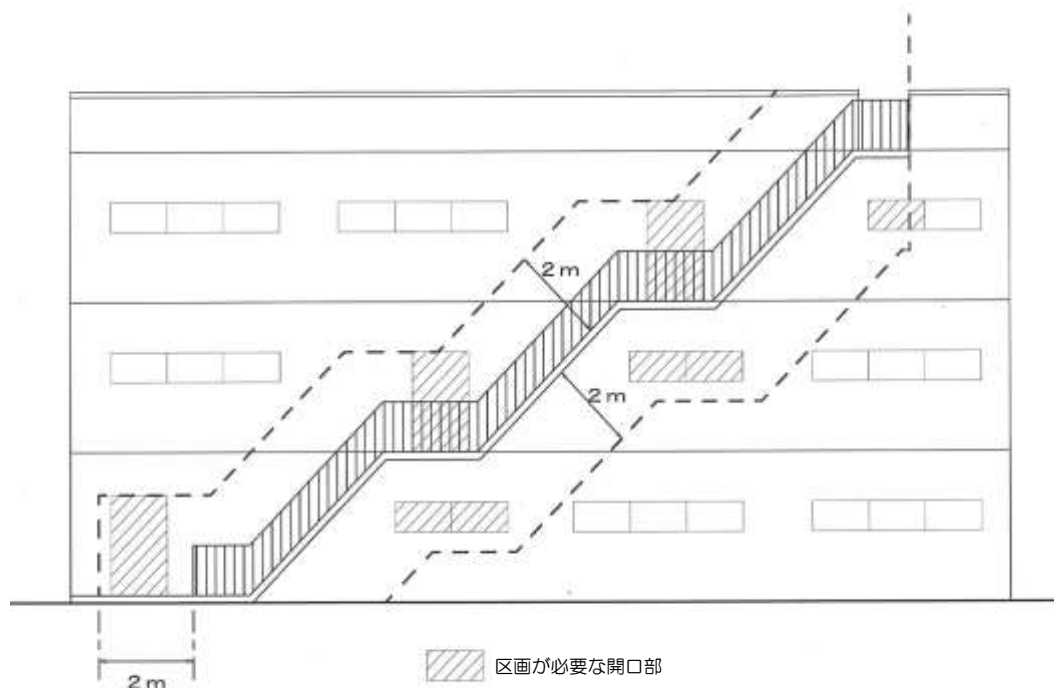
関連文書

要 旨

屋外階段においては、令第112条第9項（竖穴区画）が適用され、その階段部分から2mの範囲内は、原則、開口部（令第112条第9項における防火設備を除く。）を設けることはできない。

解 説

1. 令第112条第9項の規定により竖穴区画を必要とする階段の部分とは、屋外階段も含まれる。
2. 火災時に開口部からの煙等により階段を使用できなくなるおそれがあるため、原則として階段部から2mの範囲については、開口部（令第112条第9項における防火設備を除く。）を設けることはできない。竖穴区画が必要な範囲は下図参照（部）。



補 足

屋外避難階段の場合は、「建築物の防火避難規定の解説」（ぎょうせい）によるものとする。

2015単体-2

作成日

H27年5月1日

最新改訂日

建築物の一部に設けられる開放車庫の開口部の判断

関係条文 法第64条、令第136条の2

関連文書 昭36例規第2号、昭48例規第110号

要 旨

防火地域又は準防火地域内にある、建築物の一部に設けられる開放車庫の外壁の開口部で延焼の恐れのある部分については、下記全ての要件に該当する場合、防火設備等を不要とする。

解 説

以下の全ての要件に該当する場合、防火設備等を不要とする。

1. 耐火建築物及び準耐火建築物の一部でないこと。
2. 開放車庫の床面積の合計が30㎡以下であること。
3. 外気に有効に開放されている部分が車庫部分の周長の1/2以上であること。
4. 開放車庫部分の天井、壁の仕様は、外壁と同等以上とすること。

補 足

外気に有効に開放されている部分とは、床面から天井（又は梁下）まで開放された開口が隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物から25cm以上離れている部分をいう。

2018単体-1

作成日

H30年5月1日

最新改訂日

照明装置の設置を通常要する部分

関係条文 令第126条の4

関連文書 昭47通達第825号

要 旨

病院又は診療所において、照明装置を通常要する部分には、夜間において通常患者の通行が想定されない部分又は利用しない管理、研究、検査等の用に供する部分は含まれない。

解 説

【照明装置の設置を通常要しない部分の参考例】

臨床検査施設、X線装置室、洗濯室、汚物処理室、病理解剖室、研究室（研究に関する事務室、医局、会議室、講義室、図書室等を除く）管理上必要な事務室（応接室、会議室、外来入退院事務室、宿直室等を除く）動物室、霊安室、外来診察室（午後使用しないものに限る）

補 足

2014単体-2

作成日

H26年5月1日

最新改訂日

令第116条の2の計算方法（1/3）

関係条文 令第116条の2第1項第二号

関連文書

要 旨

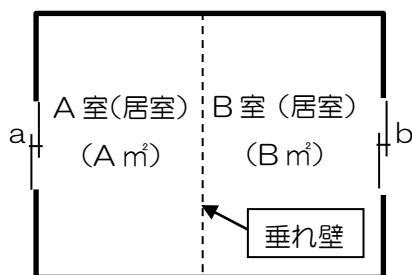
令第126条の2の適用を受けない用途・規模の建築物において、垂れ壁等で区切られている場合の令第116条の2第1項第二号の計算方法は、有効に排煙できるか否かで判断する。

解 説

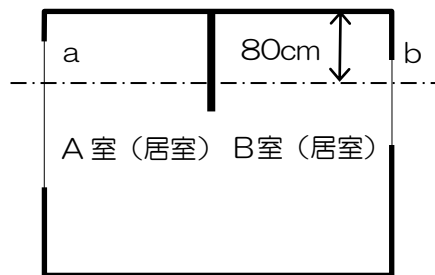
1. 天井面から80cm以上の垂れ壁がある場合

A室B室を別々の部屋として排煙の検討を行う。

$$a \geq A/50 \quad , \quad b \geq B/50$$



(平面)



(断面)

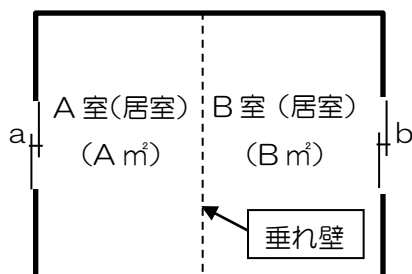
a, b (㎡) : 窓の排煙有効面積

2. 天井面から80cm未満の垂れ壁がある場合

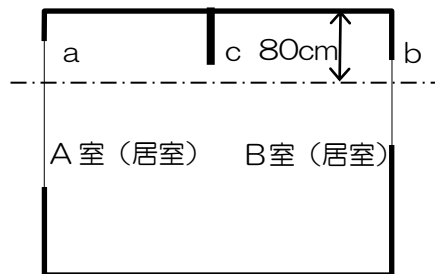
A室B室を一の部屋として、排煙の検討を行うことも可能。ただし、建具で区切られる場合は不可。B室が単独で1/50の基準を満たせない場合の計算方法を、以下に示す。

$b \leq B/50$ の場合

$$b + c \geq B/50 \quad , \quad a \geq \{ (A+B) / 50 \} - b$$



(平面)



(断面)

a, b (㎡) : 窓の排煙有効面積
 c (㎡) : 垂れ壁設置部分の排煙有効面積

(次頁へ)

補 足

2015単体-3

作成日

H27年5月1日

最新改訂日

令第116条の2の計算方法（2/3）

関係条文 令第116条の2第1項第二号

関連文書

要 旨

令第126条の2の適用を受けない用途・規模の建築物において、垂れ壁等で区切られている場合の令第116条の2第1項第二号の計算方法は、有効に排煙できるか否かで判断する。

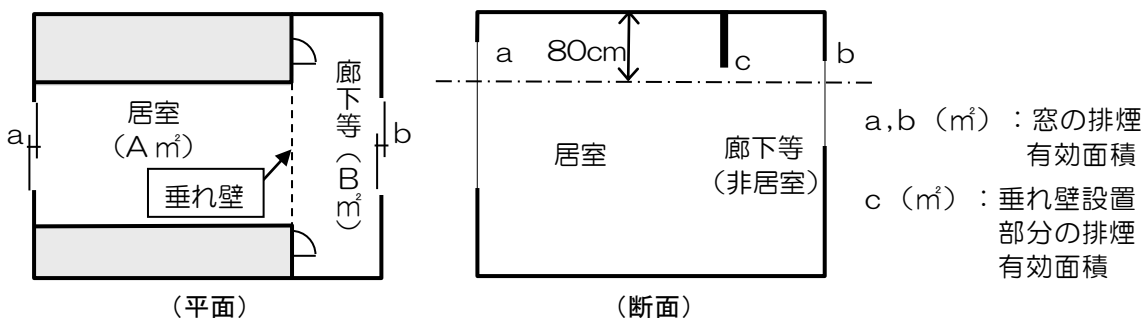
解 説

3. 居室と廊下等（非居室）が、天井面から80cm未満の垂れ壁で区切られている場合
原則、居室と廊下等（非居室）を同一空間として計算を行う。ただし、建具で区切られている場合は居室と廊下等を一の部屋として、排煙の検討を行うことはできない。

居室と廊下等を同一空間とした計算方法を、以下に示す。

$b \leq B/50$ の場合

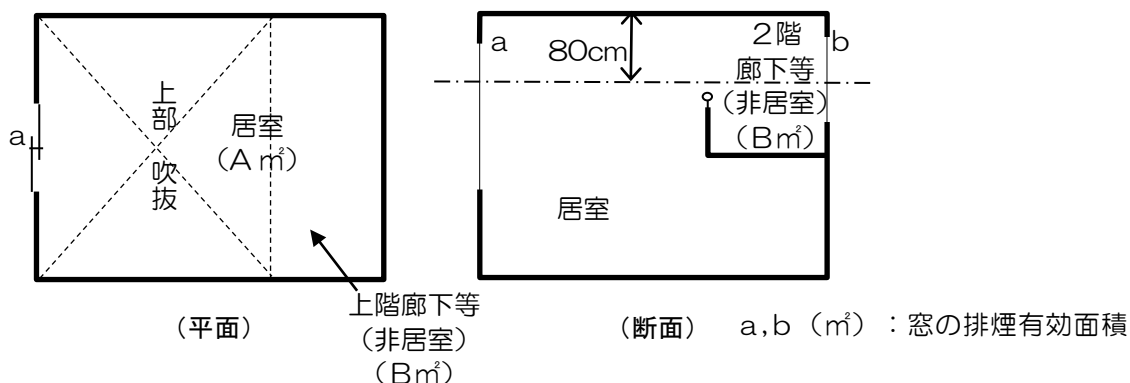
$b + c \geq B/50$ 、 $a \geq \{(A+B)/50\} - b$



4. 居室と廊下等が吹抜けを介して同一空間となる場合

居室+廊下等を同一防煙区画として排煙の検討を行う。

$a + b \geq (A+B)/50$



（次頁へ）

補 足

2015単体-3

作成日

H27年5月1日

最新改訂日

令第116条の2の計算方法（3/3）

関係条文 令第116条の2第1項第二号

関連文書

要 旨

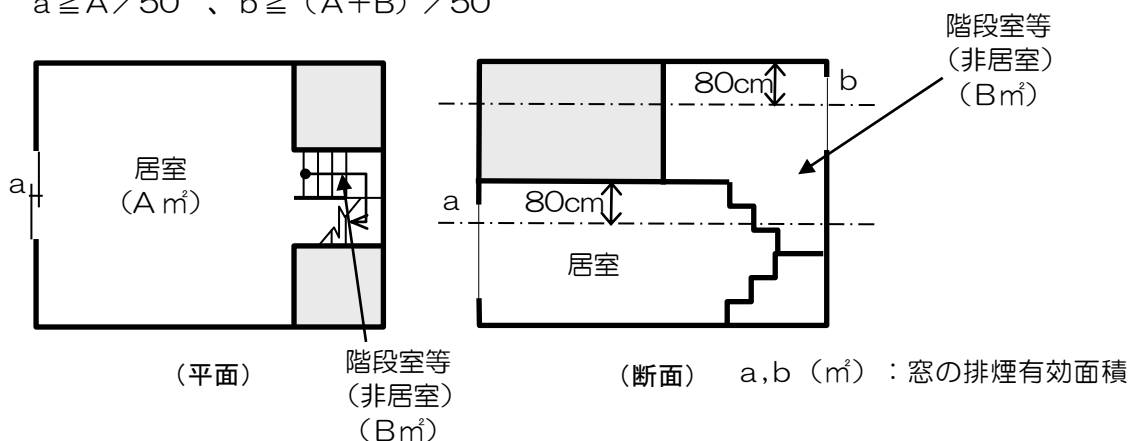
令第126条の2の適用を受けない用途・規模の建築物において、垂れ壁等で区切られている場合の令第116条の2第1項第二号の計算方法は、有効に排煙できるか否かで判断する。

解 説

5. 居室と階段室等（非居室）が同一空間の場合

居室単独及び居室+階段室等において排煙の検討を行う。ただし、他室に影響を与えず居室単独で排煙基準に適合する場合を除く。

$$a \geq A/50 \quad , \quad b \geq (A+B)/50$$



補 足

2015単体-3

作成日

H27年5月1日

最新改訂日

防煙壁の構造

関係条文 令第126条の2

関連文書

要 旨

防煙壁の構造は、煙の流動を妨げる効力を有するものとする。

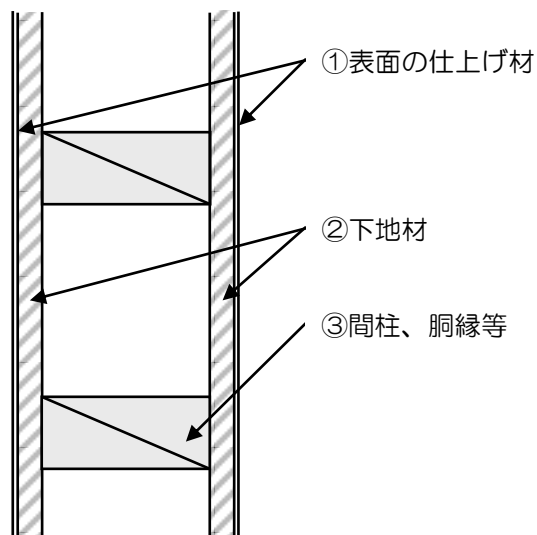
解 説

1. 不燃材料で造る場合

右図「②下地材」及び「③間柱、胴縁等」の材料を不燃材料とする。

2. 不燃材料で覆う場合

原則、右図「①表面の仕上げ材」の材料を不燃材料とする。ただし、クロス貼や塗料塗装仕上げ等で基材の指定がある場合は、「②下地材」の材料はそれに応じたものとする。



補 足

2015単体-4

作成日

H27年5月1日

最新改訂日

H30年5月1日

防煙区画として成り立たない垂れ壁等で区切られた室の計算方法（1 / 2）

関係条文 法第35条、令第126条の2、令第126条の3

関連文書

要 旨

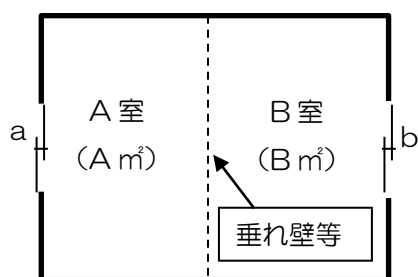
防煙区画として成り立たない垂れ壁等で区切られた室の計算方法は、垂れ壁等の下端部分が十分に排煙上有効であるか否かにより判断する。

解 説

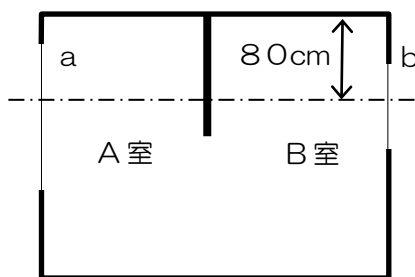
1. 天井面から80cm以上の垂れ壁、又は間仕切壁がある場合

A室B室を別々の防煙区画とみなし排煙の検討を行う。※ $A+B \leq 500 \text{ m}^2$

$$a \geq A/50 \quad , \quad b \geq B/50$$



(平面)

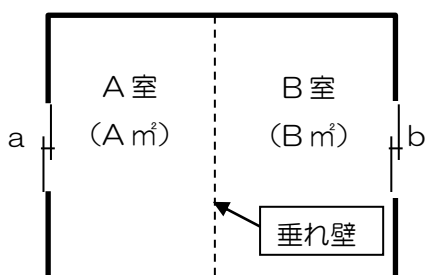


(断面) a,b (m²) : 窓の排煙有効面積

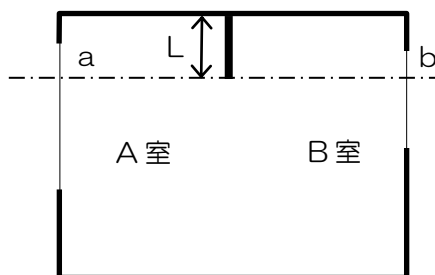
2. 天井面から50cm以上80cm未満の垂れ壁がある場合

A室B室を別々の防煙区画とみなし排煙の検討を行う。有効排煙高さは他の防煙区画の影響が無いものとし、垂れ壁下端まで(L)とする。※ $A+B \leq 500 \text{ m}^2$

$$a \geq A/50 \quad , \quad b \geq B/50 \quad , \quad 50\text{cm} \leq L < 80\text{cm}$$



(平面)



(断面) a,b (m²) : 窓の排煙有効面積

(次頁へ)

補 足

2015単体-5

作成日

H27年5月1日

最新改訂日

防煙区画として成り立たない垂れ壁等で区切られた室の計算方法（2/2）

関係条文 法第35条、令第126条の2、令第126条の3

関連文書

要 旨

防煙区画として成り立たない垂れ壁等で区切られた室の計算方法は、垂れ壁等の下端部分が十分に排煙上有効であるか否かにより判断する。

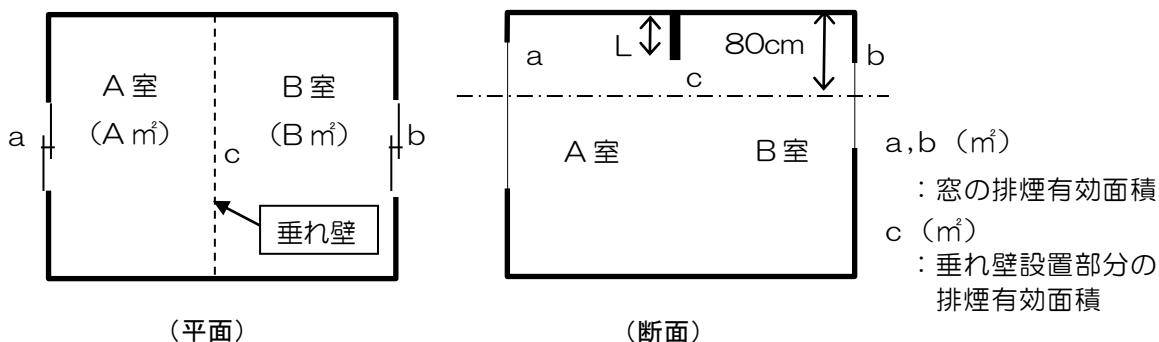
解 説

3. 天井面から50cm未滿の垂れ壁がある場合

A室+B室を同一防煙区画として排煙の検討を行う。有効排煙高さは他の防煙区画の影響が無いものとして、天井面から80cmとしている。※ $A+B \leq 500 \text{ m}^2$

$b \leq B/50$ の場合

$b+c \geq B/50$ 、 $a \geq \{(A+B)/50\} - b$ 、 $L < 50 \text{ cm}$



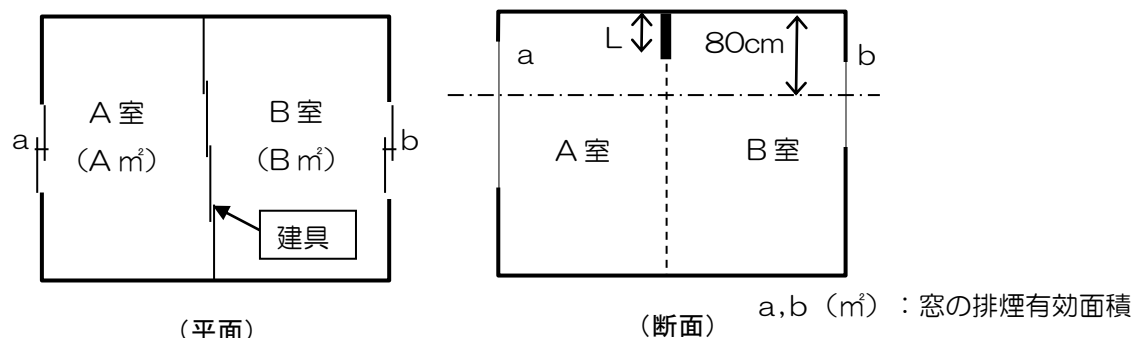
(平面)

(断面)

4. 天井面から50cm未滿の垂れ壁があり、建具の設置がある場合

A室 B室を別々の防煙区画とみなし排煙の検討を行う。有効排煙高さは他の防煙区画の影響が無いものとして、天井面から80cmとしている。※ $A+B \leq 500 \text{ m}^2$

$a \geq A/50$ 、 $b \geq B/50$ 、 $L < 50 \text{ cm}$



(平面)

(断面)

補 足

建具とは、開き戸や引戸フラッシュ戸、可動式間仕切り等を言う。（ふすま、障子その他随時容易に開放することができるものを除く）

2015単体-5

作成日

H27年5月1日

最新改訂日

垂れ壁で区切られた室を同一防煙区画とみなす場合の計算方法

関係条文 法第35条、令第126条の2、令第126条の3

関連文書 防避解説p75

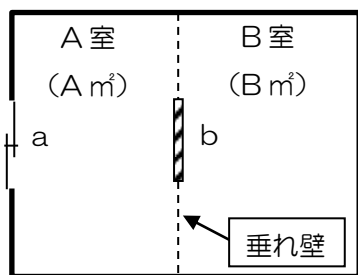
要 旨

天井面から50cm以上の垂れ壁がある場合で、同一防煙区画として計算する場合は、天井面から80cm下方までの範囲内で、排煙上支障のない開口面積を確保すること。

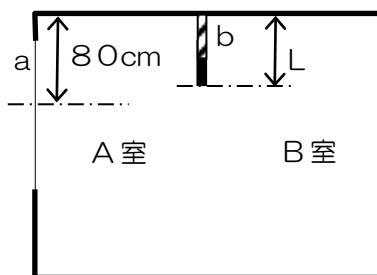
解 説

1. 無窓の部屋との同一区画の場合

$$b \geq B/50 \quad , \quad a \geq (A+B)/50 \quad , \quad 50\text{cm} \leq L \leq 80\text{cm}$$



(平面)



(断面)

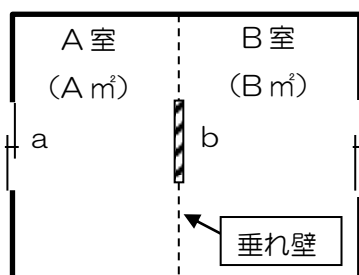
a (㎡) : 窓の排煙有効面積
 b (㎡) : 垂れ壁の排煙有効面積
 : 排煙上有効な開口部

※bは天井面から50cm下方までの部分

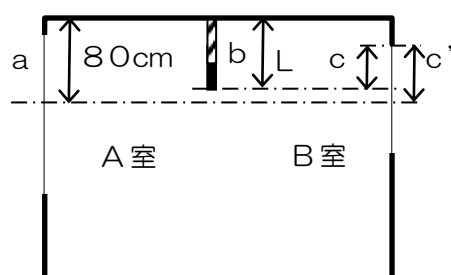
2. 有窓の部屋との同一区画の場合

$c \leq B/50$ の場合

$$b \geq B/50 - c \quad , \quad a + c' \geq (A+B)/50 \quad , \quad 50\text{cm} \leq L \leq 80\text{cm}$$



(平面)



(断面)

a, c, c' (㎡) : 窓の排煙有効面積
 b (㎡) : 垂れ壁の排煙有効面積
 : 排煙上有効な開口部

※bは天井面から50cm下方までの部分

補 足

2015単体-6

作成日

H27年5月1日

最新改訂日

防煙垂れ壁により区画されている部分の排煙上有効な範囲

関係条文 令第126条の3

関連文書 排煙指針 P146

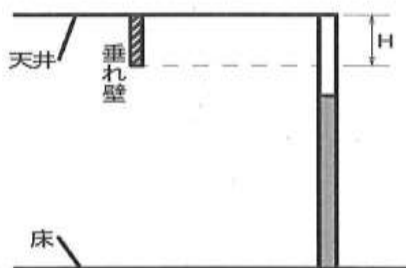
要 旨

排煙上有効な排煙口の位置は、防煙垂れ壁（50cm 以上のものに限る。以下同じ）の下端より上方に設けなければならない。

解 説

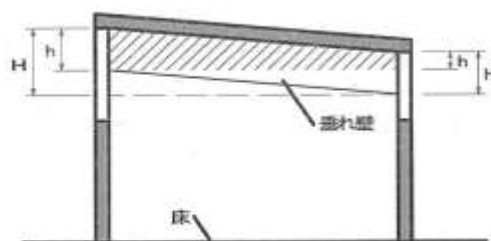
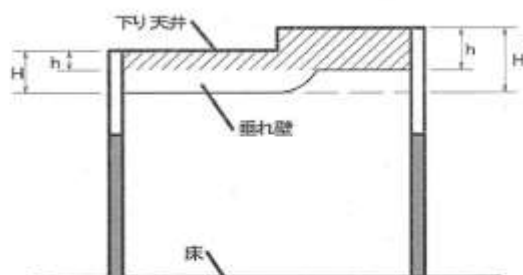
排煙設備は、初期火災時に発生する煙を速やかに排出することにより、避難上の安全を図ることを目的としている。煙は天井面に沿って拡散するため、下記のような取扱いとする。

1. 排煙口の有効範囲は 80cm 以内、かつ、H（防煙垂れ壁の下端まで）である。



2. 天井高さが異なる場合、排煙上有効な範囲は 80cm 以内、かつ、h である。

ただし、防煙垂れ壁を --- 部まで設置した場合の排煙上有効な範囲は 80cm 以内、かつ、H である。



補 足

天井高さ 3m 以上の場合は、「建築物の防火避難規定の解説」（ぎょうせい）によるものとする。

2015 単体一七

作成日

H27 年 5 月 1 日

最新改訂日

平 12 建告第 1436 号第四号二（4）の居室とその他の室との開口部

関係条文 令第 126 条の 2

関連文書 平 12 年建告第 1436 号、設備指針 P105

要 旨

平 12 年建告第 1436 号第四号二(4)の適用を受ける居室とその他の室との開口部には、令第 126 条の 2 第 1 項に規定される防煙壁を要する。

解 説

平成 12 年建設省告示第 1436 号第四号二（4）は、以下の要件をもって排煙設備の設置を免除するものである。

- ①室内における火災拡大を抑えること
- ②他部分へ煙を伝播させないこと

したがって、平 12 年建告第 1436 号第四号二（4）の適用を受ける居室とその他の室との開口部には、令第 126 条の 2 第 1 項に規定される防煙壁を要する。

補 足

- 出入口の戸の材質、構造に関しては規定しない。
- 平 12 建告第 1436 号第四号二（4）の居室が避難経路に面する場合は、表面を不燃仕上げとした戸とし、かつ常時閉鎖とする事が望ましい。
- 平 12 建告第 1436 号第四号二（4）の居室に隣接する部分が機械排煙の場合は、防煙間仕切壁を設けなければならない。

2015 単体-8

作成日

H27年5月1日

最新改訂日

H28年5月1日

避難経路における排煙告示の適用について

関係条文 令第126条の2

関連文書 平12年建告第1436号

要 旨

100㎡を超える廊下には、平12年建告第1436号第四号二（2）は適用できない。

解 説

廊下は不特定多数の者の避難経路となることから、円滑に避難できるよう計画する必要がある。よって、100㎡を超える避難経路を100㎡に区切って平12年建告第1436号第四号二（2）を適用することはできない。原則、自然排煙・機械排煙で計画すること。

補 足

「建築物の防火避難規定の解説」（ぎょうせい）P84によれば、廊下は避難上の弱者の避難経路となることが想定されるとある。よって、適切な排煙設備を設ける事が必要である。

2017単体-1

作成日

H29年6月1日

最新改訂日

非常用進入口から道路に通ずる幅員4m以上の通路

関係条文 法第35条、令第126条の6、令第126条の7

関連文書 逐条解説 P.562、防避解説 P.95

要 旨

災害時円滑な救助活動等を考慮し、道路から進入口等まで樹木、駐車場、柵等を設けないこと。

解 説

非常用の進入口又は代替進入口（以下、進入口等という）は、災害時において消防隊が建築物内の人々を救出し、消火活動を実施するために、外壁の開口部から進入するものである。

よって、通路上に樹木等がある場合は、消防によるスムーズな消防活動に支障が生じるおそれがあるため、令第126条の6第二号における通路とはいえない。

補 足

2015単体-9

作成日

H27年5月1日

最新改訂日

階数が3以上の住宅における非常用進入口又は代替進入口の設置基準

関係条文 法第35条、令第126条の6

関連文書 防避解説P96

要 旨

階数が3以上の住宅（長屋又は共同住宅）においては、各戸に直接進入できる非常用進入口又は代替進入口を設けなければならない。

解 説

法第35条において、階数が3以上である建築物の非常用進入口については、避難上及び消火上支障がないようにしなければならないと規定されている。長屋又は共同住宅においては、令第114条第1項による界壁によって各戸が区画されるため、同一階において避難上及び消火上支障がないようにするためには、各戸に直接進入できる非常用進入口又は代替進入口を設ける必要がある。

補 足

2018単体-2

作成日

H30年5月1日

最新改訂日

防火避難規定における「道」及び「公園、広場その他の空地」の定義

関係条文	令第126条の6、令第126条の7、令第128条、令第128条の2、 令第128条の3
関連文書	

要 旨

防火避難規定における「道」及び「公園、広場その他の空地」の適用の可否は、幅員確保及び存続性の担保の有無により判断する。

解 説

防火避難規定における「道」及び「公園、広場その他の空地」は、法第42条に規定する道路のほか、迅速かつ円滑な避難や消火活動のため次に挙げる条件を満たすものとする。

1. 障害物や高低差が無く、幅員4.0m以上が確保されていること。
2. 公共用地であり、存続性が担保されていること。

補 足

2015単体-10	作成日	H27年5月1日	最新改訂日	
-----------	-----	----------	-------	--

屋内の通路を敷地内の通路として取り扱う基準

関係条文 令第128条

関連文書

要 旨

狭小敷地などで敷地内の通路を設けることが困難であり、避難上支障がない場合については、屋内を通り抜ける通路を敷地内の通路として取り扱う。

解 説

「避難上支障がない場合」とは以下の4つの基準を満たす場合とする。

1. 通路の有効幅員を1.5m以上確保すること。
2. 通路部分は、屋内部分と耐火構造の壁・床及び令第112条第14項第1号の要件を満たす特定防火設備で区画し、通路の壁及び天井の下地、仕上げを不燃材料とすること。
3. 通路部分は、令第126条の3の規定による排煙設備を設けること。
4. 通路部分は、令第126条の5の規定による非常用の照明装置を設けること。

ただし、上記基準を満たしていても、令第117条第2項の規定より別の建築物とみなした場合、他の建築物を通り抜けての敷地内の通路は認められない。

補 足

上記解説における「通路部分」とは、避難の用のみに供する部分（ピロティ・エントランスホール等）をいい、ピロティ車庫、車路を除く。

上記解説における「屋内部分」とは、屋内的用途に供する部分（受付、管理人室、集会所等）をいい、ピロティ車庫、車路等を含む。

2015単体-11

作成日

H27年 5月 1日

最新改訂日

換気・排煙上有効な開口部の判断

関係条文 法第28条第2項、令第116条の2第1項第二号、令第126条の2第1項

関連文書 昭61通達第115号

要 旨

床面積が発生していない、若しくは直接外気に有効に開放されている場合は、換気・排煙上有効な開口部として取り扱う。

解 説

吹きさらしの廊下、バルコニー・ベランダ、屋外階段等に排出する換気・排煙上有効な開口部については、以下の2点のいずれかで判断する。

1. 床面積が発生していないこと。
2. 床面積が発生する場合、直接外気に有効に開放されていること。

補 足

外気に有効に開放されているとは、屋内の用途に供しないピロティ、ポーチ、吹きさらしの廊下、バルコニー・ベランダ、屋外階段において、気流・煙が滞留しない構造となっている場合をいう。なお、外気に有効に開放されていたとしても、隣地境界線等からの有効距離が25cm未満の場合は、屋外部分として取り扱うことができないため、換気・排煙上有効な開口部にはならない。

2017単体-2

作成日

H29年6月1日

最新改訂日

擁壁上部の斜面を「がけ」と判断する場合

関係条文 県条例第5条

関連文書

要 旨

擁壁の上部に斜面が存在する場合、擁壁の構造やその角度によって県条例第5条による「がけ」に該当するかを判断する。

解 説

1. 擁壁の構造がb～cの法面部分の荷重も考慮して設計されている場合

① a～b

「がけ」として取り扱わない。

② b～c

$\theta 1 \leq 30^\circ$: 「がけ」として取り扱わない。

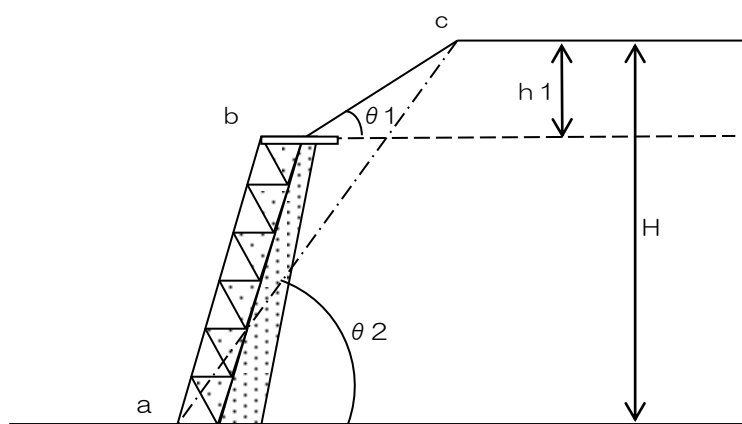
$\theta 1 > 30^\circ$: 「がけ」として取り扱い、高さはh1とする。

2. 擁壁の構造が法面部分の荷重を考慮されていない場合

① a～c

$\theta 2 \leq 30^\circ$: 「がけ」として取り扱わない。

$\theta 2 > 30^\circ$: 「がけ」として取り扱い、その高さはHとする。



補 足

2014単体-3

作成日

H26年5月1日

最新改訂日

建築用空洞ブロックで土留めを行う場合

関係条文 法第 19 条第 4 項

関連文書 開発基準 P24、宅地防災 P349（7 擁壁設置上のその他の留意事項）

要 旨

建築用空洞ブロックにより土留めを行う場合は、その高さやブロックの種類等の基準に適合すること。

解 説

表 建築用空洞ブロック土留め取り扱い基準

高さ	<ul style="list-style-type: none"> 1.0m 以下かつ CB 積み 5 段以下 なお、擁壁上部の余盛は不可 	
ブロック種類	<ul style="list-style-type: none"> C 種厚み 150mm 	
鉄筋	<ul style="list-style-type: none"> 9φ以上 壁頂・基礎には横筋、隅角部には縦筋 壁内は縦横@800 以下 鉄筋末端は、かぎ状に折曲げてかぎかけして定着 	
空洞部処理	<ul style="list-style-type: none"> ブロック縦目地、鉄筋を入れた空洞部にはコンクリート充填 	
控壁※1	<ul style="list-style-type: none"> @3200 以下 横 2 枚積み（最上段部は不要） 	
基礎	<ul style="list-style-type: none"> 根入れは地盤面より 350mm 以上 底盤の厚み 150mm 以上かつ幅 350mm 以上 コンクリート設計基準強度 18N/m²以上 	
水抜き穴※2	<ul style="list-style-type: none"> 75φ：3.0 m²毎に 1 箇所 50φ：2.0 m²毎に 1 箇所 	
2 段擁壁	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁間の最短距離は下部擁壁の高さの 40%かつ 1.5m 以上 	

※1 CB 積み 3 段以上の場合に控壁の設置が必要

※2 裏に透水性材を設けること

擁壁に接続して上部に塀を設けてはならない。ただし、地盤面から高さ 2.2m 以下とし安全性及び耐久性に十分配慮した場合を除く。

補 足

2014 単体-4

作成日

H26 年 5 月 1 日

最新改訂日